

添 付 図 (1)

第2編において定めた新設又は改良の整備対象区域について、海岸保全施設を配置する区域、種類及び受益地域を添付図として示す。

第2編において定めた新設又は改良の整備対象区域について、海岸保全施設を配置する区域、種類及び受益地域を添付図として示す。

なお、図中の数字は、新設又は改良の整備箇所整理表の区域番号に該当し、図中の凡例については付表-1に示すとおりである。

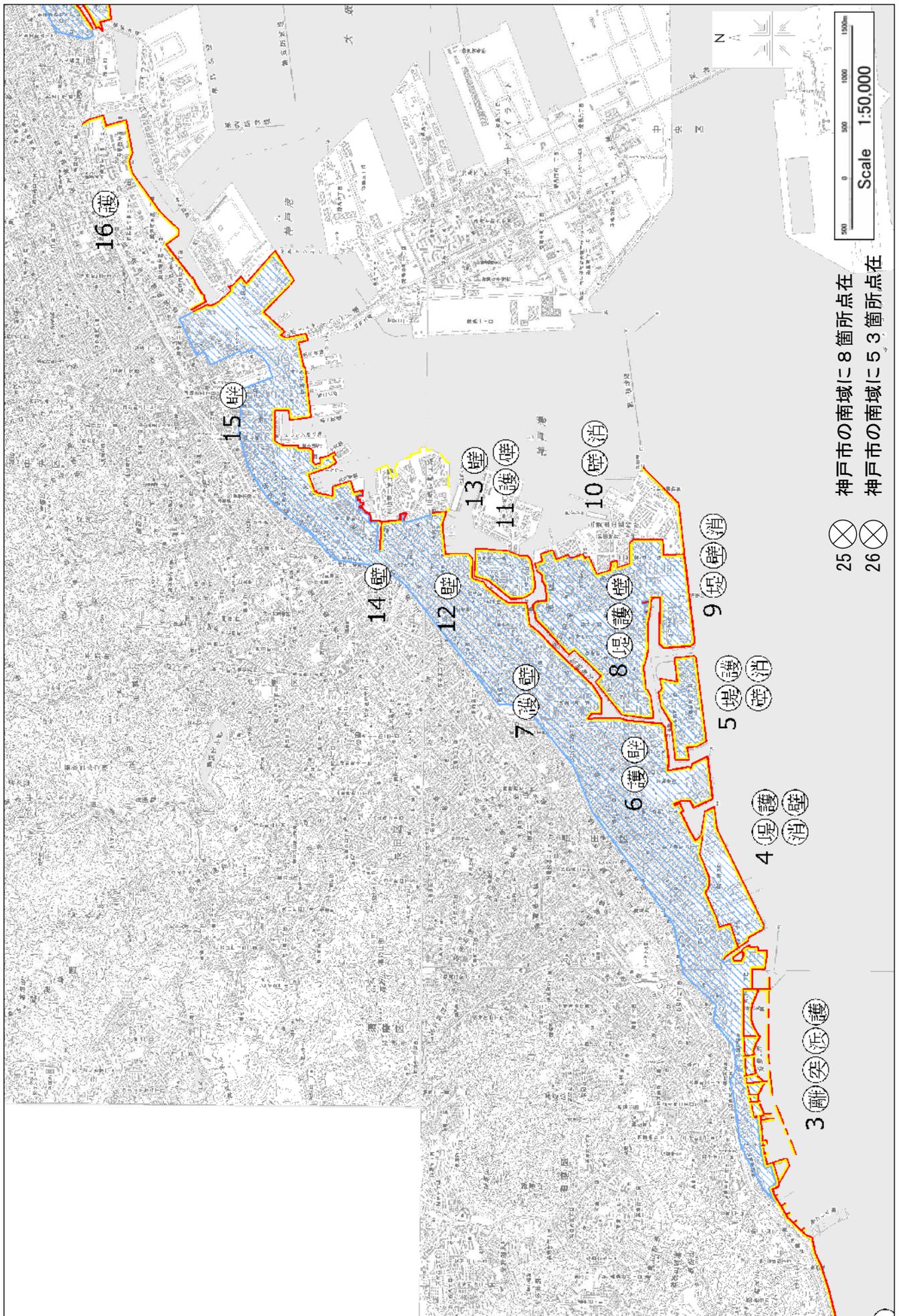
付表-1 添付図 凡例

<凡例>	
	海岸保全施設の新設に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	既設の海岸保全施設の改良に関する工事を施行しようとする区域
(堤)	堤防（緩傾斜堤防を含む）
(護)	護岸（緩傾斜護岸を含む）
(壁)	胸壁
(突)	突堤（ヘッドランドを含む）
(離)	離岸堤
(消)	消波堤（消波工を含む）
(潜)	潜堤（人工リーフを含む）
(防)	高潮・津波防波堤
(浜)	人工海浜（養浜を含む）
(X)	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）



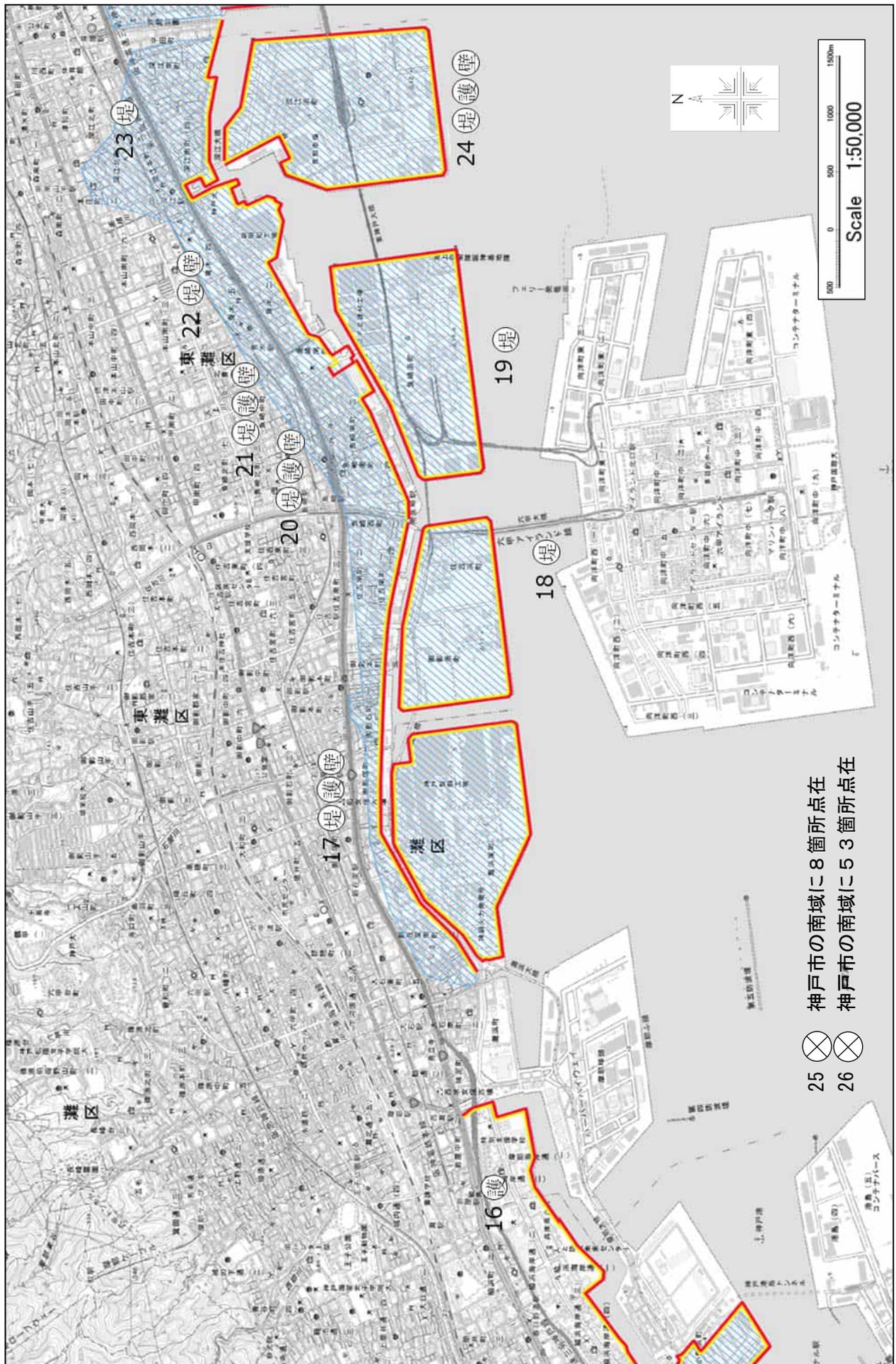
- ・この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
- ・この地図をさらに複製する場合は、国土院院長の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域（1）



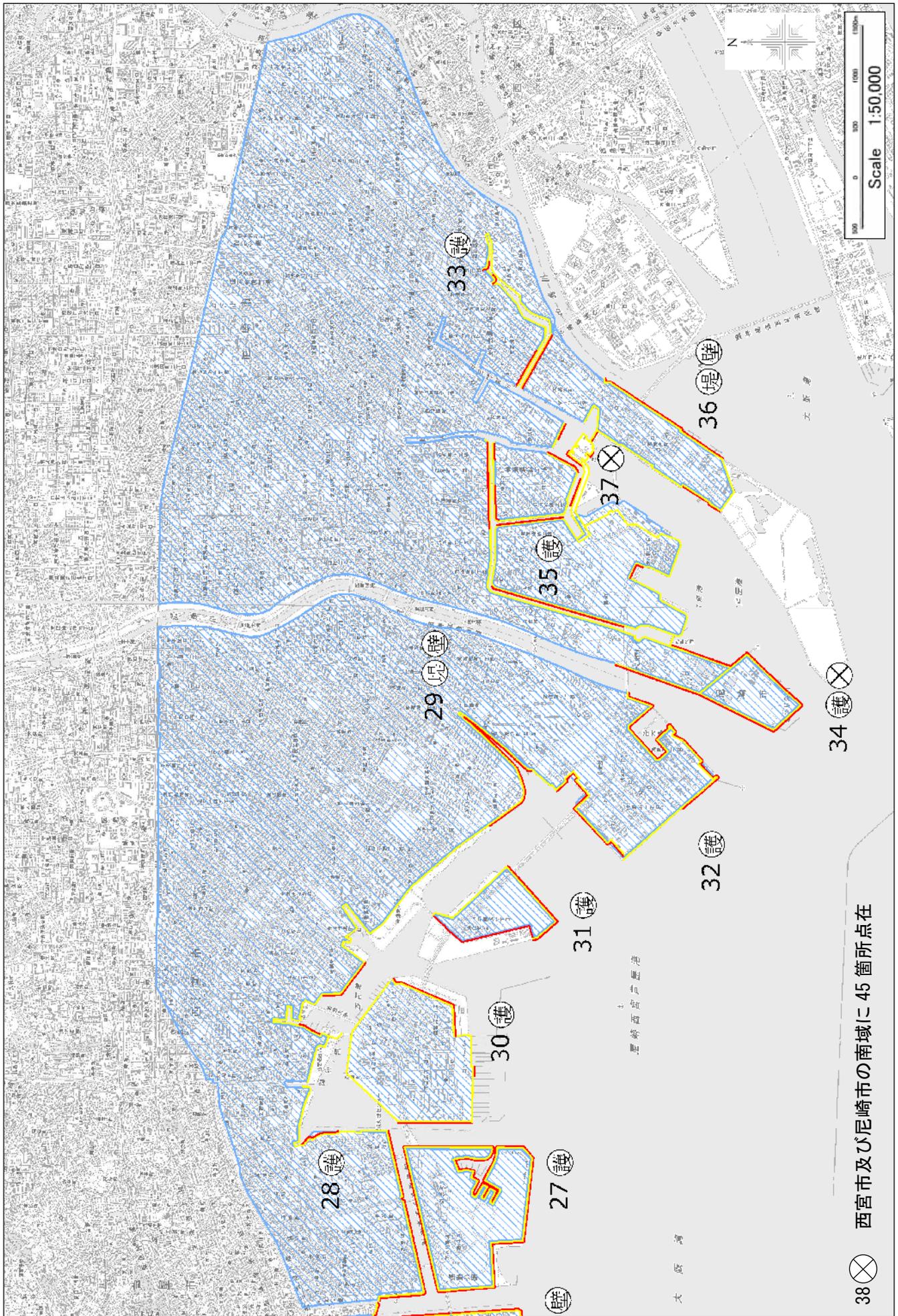
・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第1119号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域（2）



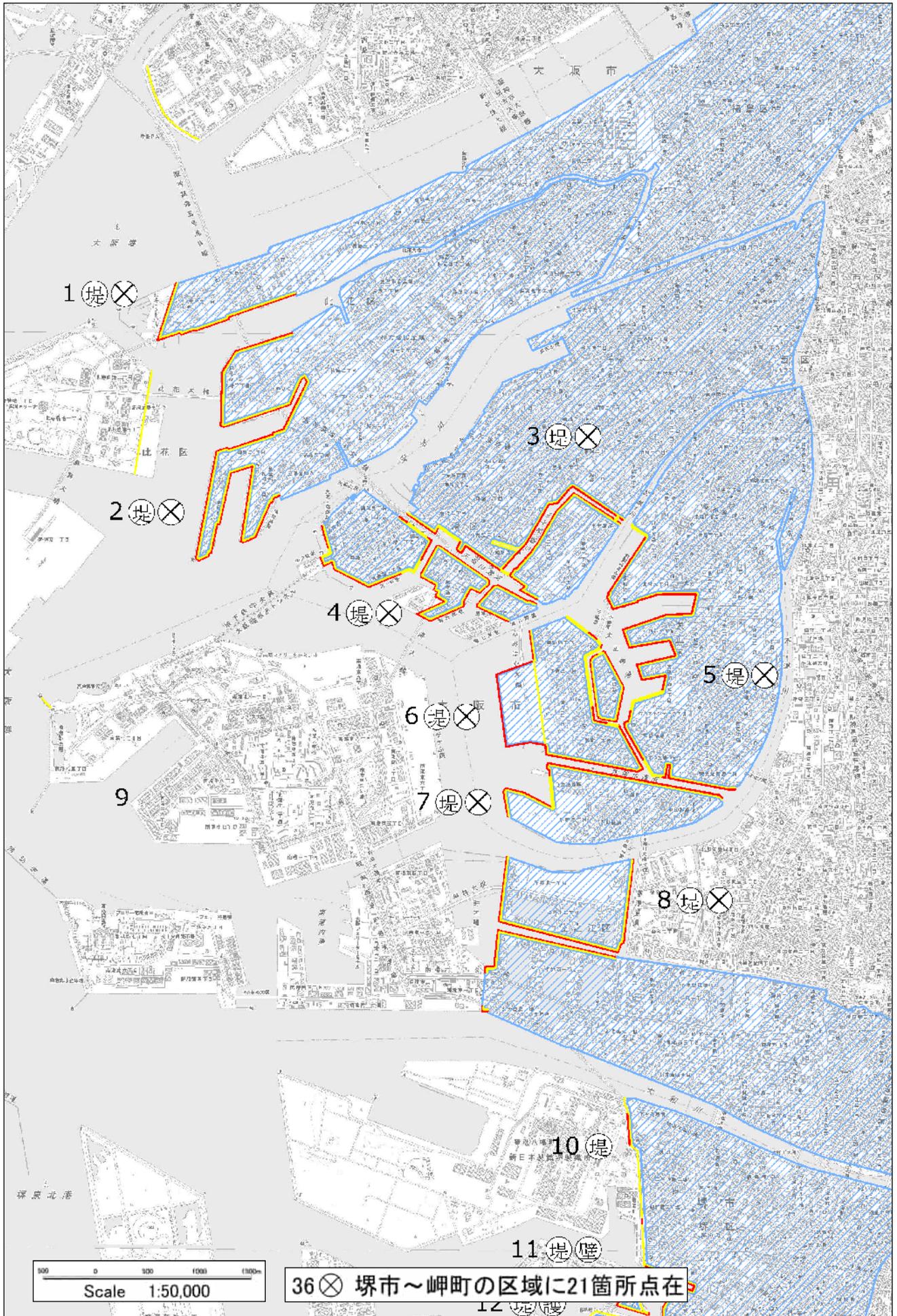
・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情復、第1119号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域（3）



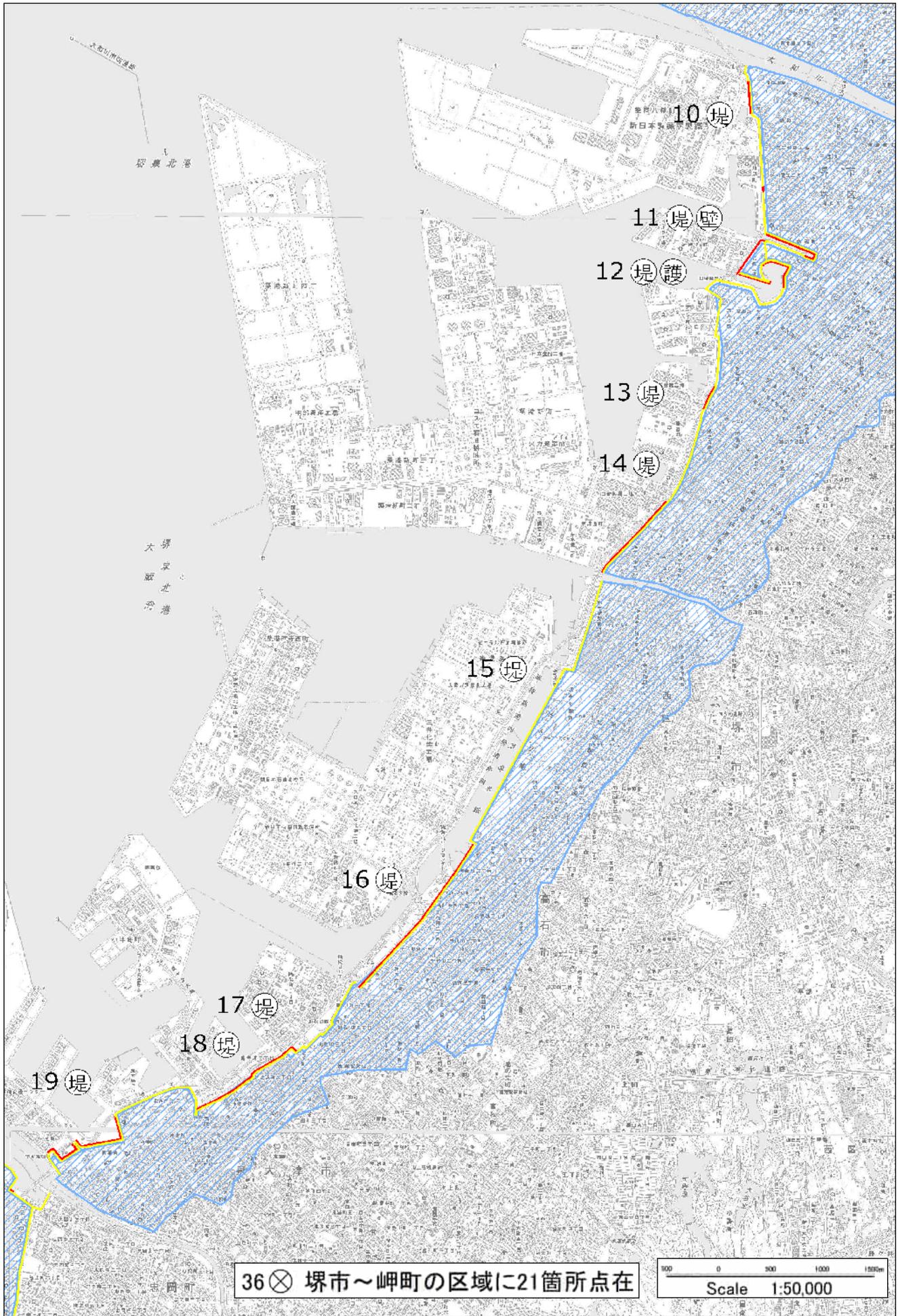
・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第1119号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域（4）



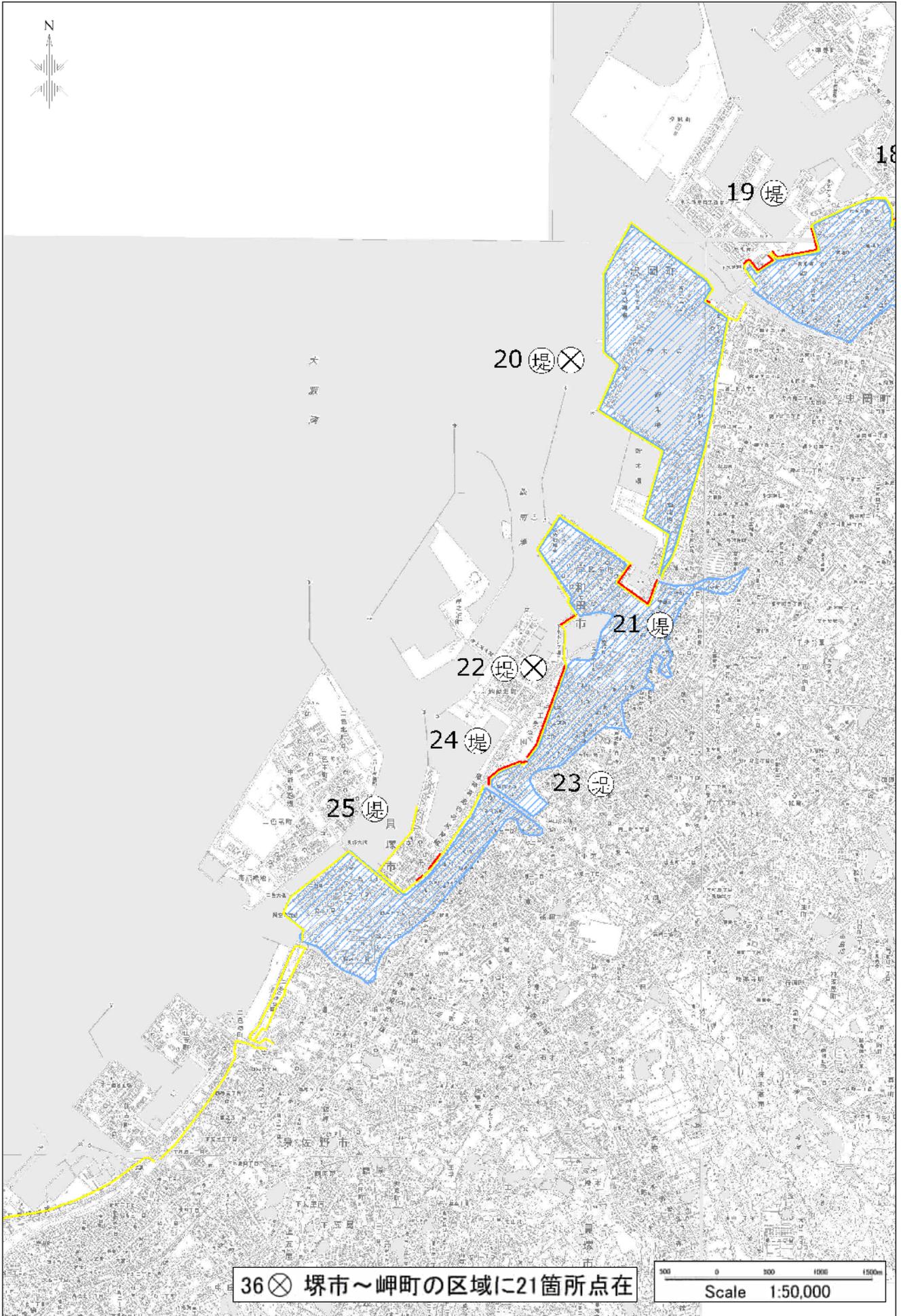
・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第1119号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院長の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域（5）



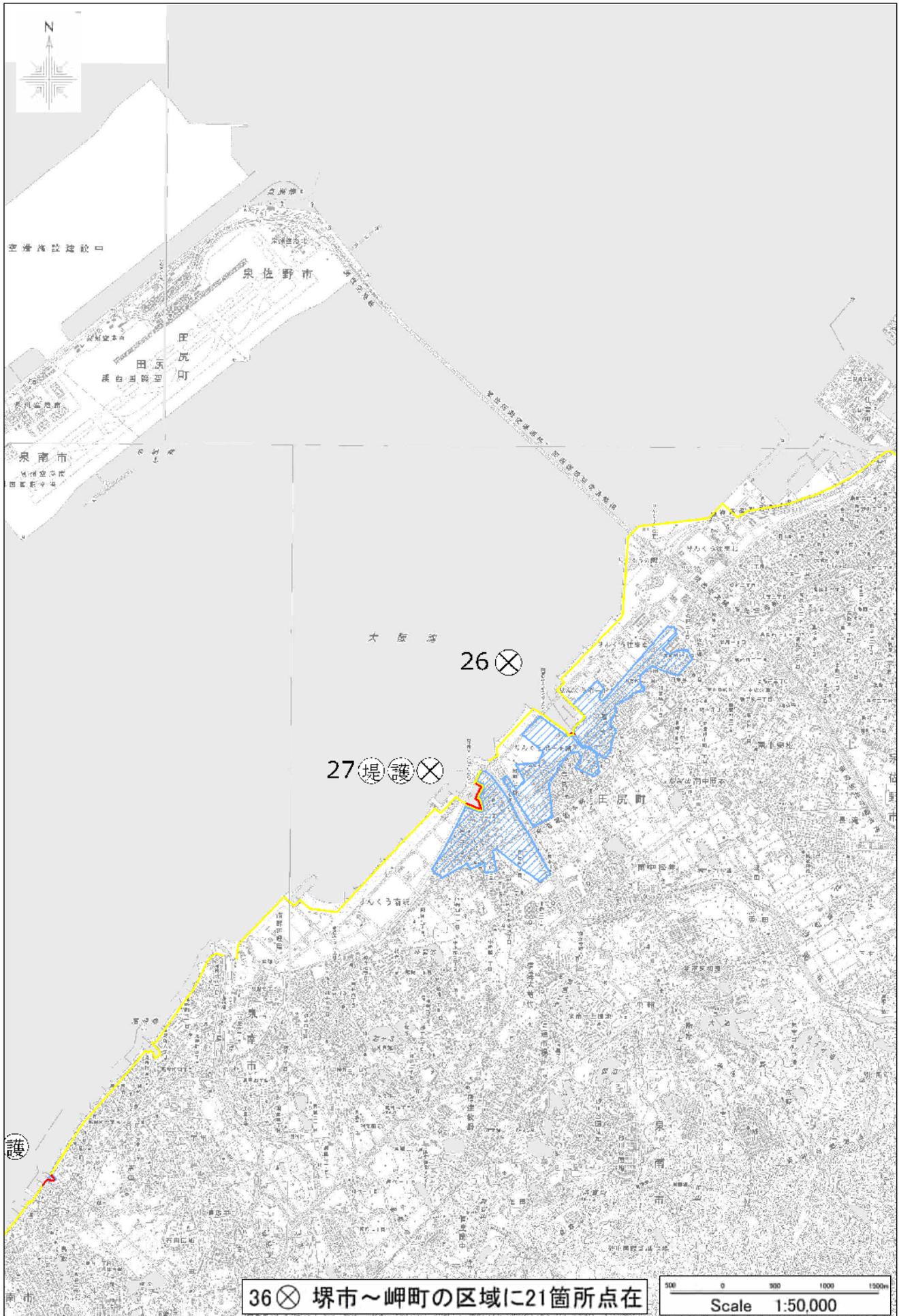
・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第1119号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域（6）



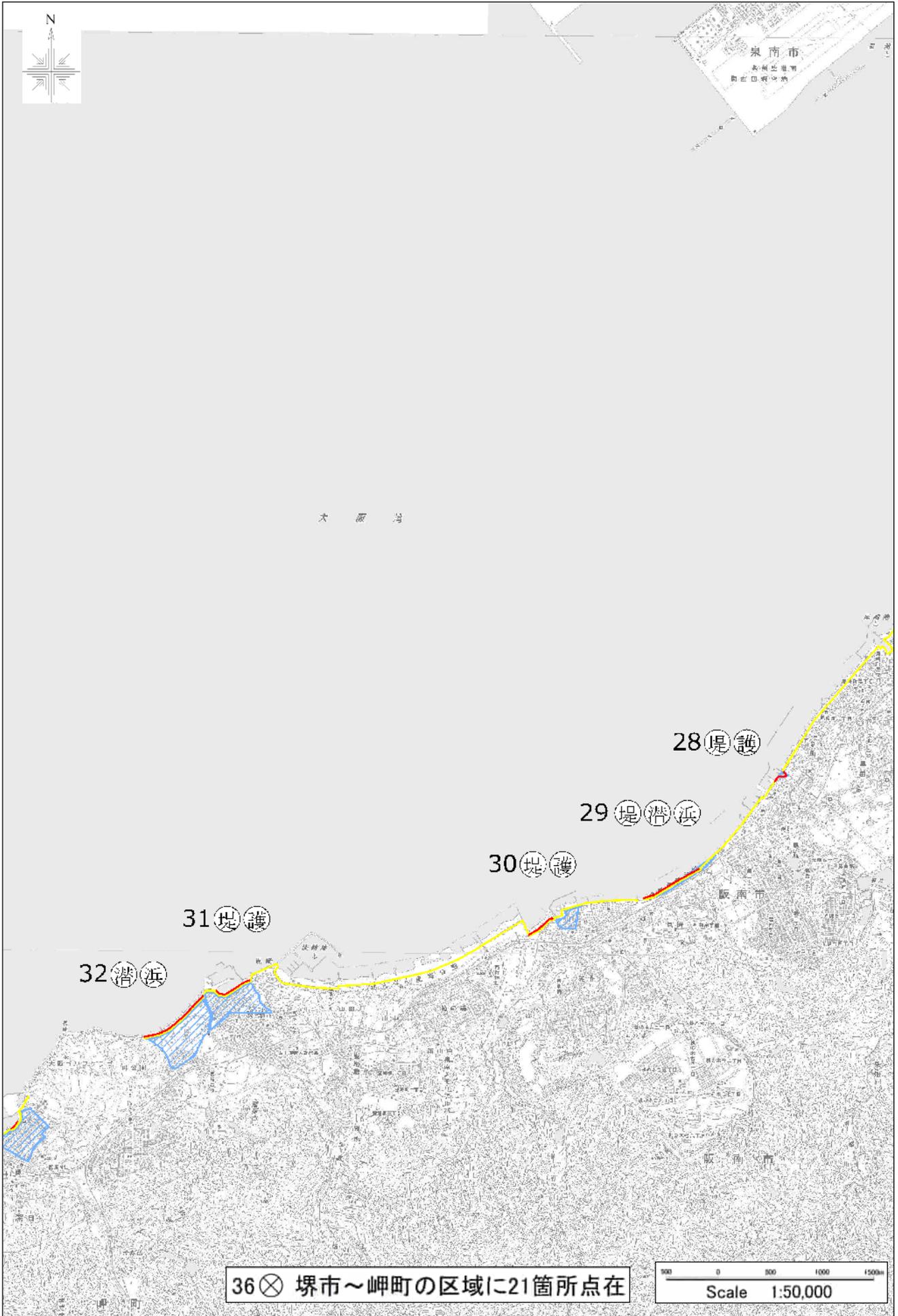
・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第1119号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域（7）



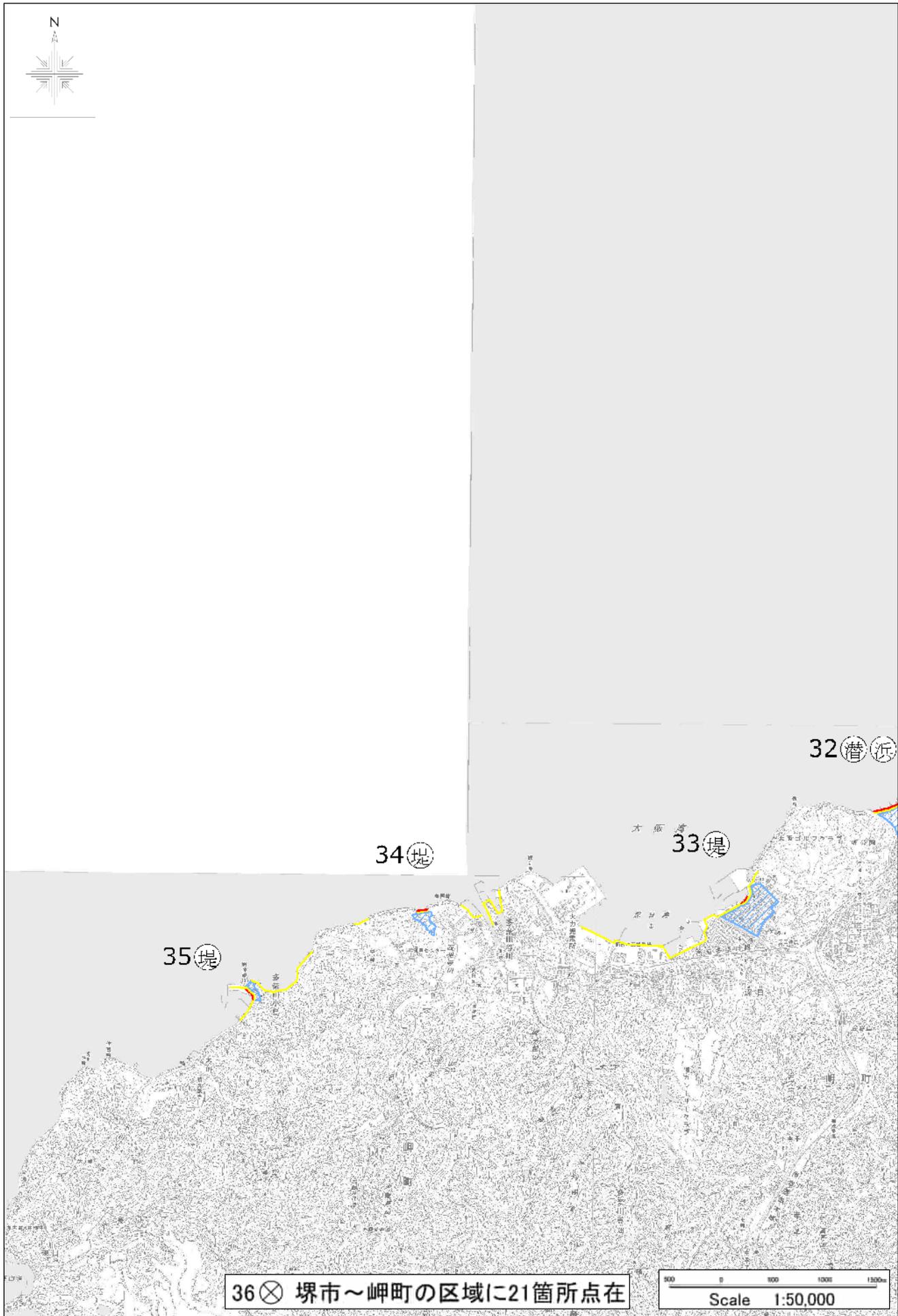
・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000 (地図画像) 及び数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。(承認番号 平 27 情複、第 1119 号)
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域 (8)



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第1119号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院長の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域（9）



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情複、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域（10）